

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第11号の次に次の1号を加える。

11の2 牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用のもの（容器包装に入れられたものを除く。）

第1条第2項中「前項に定める食品」を「前項（第11号の2を除く）に定める食品」に改め、同項第19号の次に次の1号を加える。

19の2 牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第11条第1項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下このハにおいて「加工施設」という。）の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

第1条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第11号の2に掲げる食品にあつては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

1 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

2 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

附 則

この府令は、平成23年10月1日から施行する。